

事業所用
浄化槽設置整備事業補助金制度
運用マニュアル

鳥羽市環境課

平成30年4月5日

令和5年4月1日改訂

【はじめに】

このマニュアルは、鳥羽市事業所用浄化槽設置整備事業補助金制度を活用して、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換される事業者を対象に、手続きの手順等を示したものです。

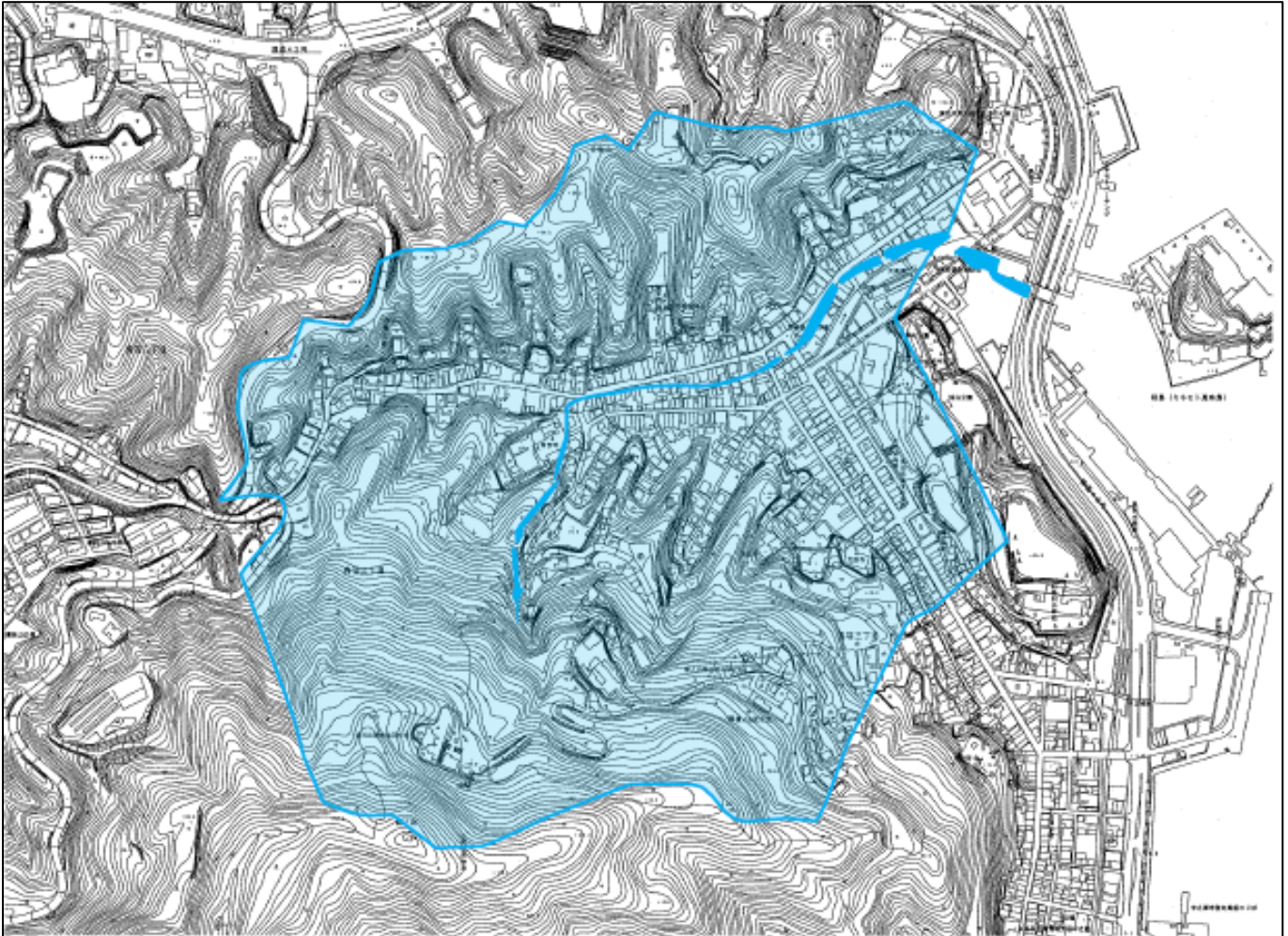
目次

1. 補助対象条件	4
2. 補助金額（上限額）	2
3. 転換の定義.....	2
4. 補助金交付手続きの流れ	3
5. 補助金交付手続きの詳細	4
6. 実績報告時の工事写真例	9

1. 補助対象条件

下記の条件をすべて満たしている場合が対象事業となります。

- ① 合併処理浄化槽設置場所が、妙慶川流入区域内（下記参照）であること。



- ② 該当の建物全体が事業所または延床面積の2分の1以上が事業所であること
- ③ 浄化槽に係る工事を、補助金交付決定通知日以降に行うこと
【注意】 交付決定通知日以前に、浄化槽に係る工事を行った場合、補助金の交付対象外となる場合があります。
- ④ 実績報告書を、工事終了後 30 日以内あるいは年度末（3月31日）のどちらか早い方で、提出すること
- ⑤ 浄化槽設置届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けていること
- ⑥ 転換の定義（P2）に合致するものであること

2. 補助金額（上限額） * 令和5年4月1日改訂

① 単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換

人槽区分	設置費補助額	撤去費補助額	配管費補助額
5人槽	332,000円	90,000円	60,000円
6～7人槽	414,000円		
8人槽以上	548,000円		

3. 転換の定義

本制度における「転換」の定義は以下のとおりとします。

- ① 建物（単独処理浄化槽または汲み取り設備が既設されているもの）をリフォームし、同時に合併処理浄化槽へ転換した場合
- ② 空き家（単独処理浄化槽または汲み取り設備が既設されているもの）をリフォームし、同時に合併処理浄化槽へ転換した場合
- ③ 建物（単独処理浄化槽または汲み取り設備が既設されているもの）を取り壊し、新設と同時に合併処理浄化槽へ転換した場合
- ④ 空き家（単独処理浄化槽または汲み取り設備が既設されているもの）を取り壊し、新設と同時に合併処理浄化槽を設置した場合
- ⑤ 賃貸建物の単独処理浄化槽または汲み取り設備を、貸主の同意を得て、借主が合併処理浄化槽へ転換した場合

※上記の単独処理浄化槽や汲み取り設備においては、稼働していない状態での転換も可能です。

4. 補助金交付手続きの流れ

浄化槽設置整備補助金における手続きの流れは、次のとおりです。

①交付申請書類の準備（申請者）



②交付申請書類の提出（申請者）

*工事施工前の状況で2月末日までにご提出ください。



③交付決定通知書の交付（市）



④交付決定通知書の受領～浄化槽設置工事開始（申請者）

*必ず③補助金交付決定通知書を受領後に工事を開始してください。



⑤浄化槽設置工事開始～工事完了（申請者）



⑥実績報告書の提出（申請者）

*必ず工事終了後30日以内または3月31日までに提出してください。



⑦交付確定通知書の発行（市）



⑧交付確定通知書の受領（申請者）



⑨交付請求書の提出（申請者）



⑩補助金の入金確認（申請者）

※次ページ以降にそれぞれの段階の詳しい内容を記しています。

5. 補助金交付手続きの詳細

前ページの手続きの流れを段階ごとにP 2～8にかけて詳しく説明します。

①交付申請書類の準備

申請者は、次の交付申請時提出資料チェックシートに記載されている書類を準備してください。なお、漏れののないよう、必ず同チェックシートにてチェックしてください。

【交付申請時 提出資料チェックシート】

申請者住所：

フリガナ

申請者氏名：

	内容	備考	申請者 確認欄	市 確認欄
(1)	交付申請時提出資料チェックシート	【必須】本シート		
(2)	補助金等交付申請書（様式第1号）	【必須】		
(3)	事業計画書及び予算書	【必須】		
(4)	見積書等	【必須】 ・予算書の内訳が分かる書類（見積書等）を添付 ・工事請負契約書の写しに、金額の内訳が記載されている場合は、添付は不要		
(5)	建築確認通知書及び浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写し	【必須】添付書類含む		
(6)	既存の単独処理浄化槽、汲み取り場所がわかる位置図	【必須】建築確認通知書及び浄化槽調書の写し又は浄化槽設置届出書の写しの添付資料の図面に、追加で記載したものでよい		
(7)	工事請負契約書の写し	【必須】収入印紙及び契約者・請負者の押印があるもの		
(8)	誓約書	【必須】		
(9)	国庫補助指針に適合していることを証する登録証（写）	【必須】		
(10)	登録浄化槽管理票（C票）（写）	【必須】		
(11)	現場監督者の浄化槽設備士免状（写）	【必須】		
(12)	単独処理浄化槽又は汲み取りの現状写真	【必須】		
(13)	営業証明書等	既存の事業所の場合		
(14)	事業所営業計画書	新規の事業所の場合		
(15)	賃貸者の承諾書	申請者が建物を借りている場合		

②交付申請書類の提出

申請者は、①の交付申請書類が準備できましたら、環境課環境保全係へ提出してください。なお、申請年度の2月末日までに必ず市へ提出するようにしてください。

提出方法は、郵送（〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1 鳥羽市環境課環境保全係）や直接窓口への提出などにてお願いします。

③交付決定通知書の交付

市は、②で提出いただいた書類を審査し、交付決定通知書（様式第2号）を交付します。

※交付決定通知書を交付するまでに要する期間は、概ね1週間程度となりますので、余裕を持って申請をしてください。

④交付決定通知書の受領～浄化槽設置工事開始

申請者は、交付決定通知書を受領しましたら、工事を開始してください。なお、交付決定日前に工事を着工した場合、補助金が交付できなくなる場合があります。

※交付決定日とは交付決定通知書の発行日となります。

⑤浄化槽設置工事開始～工事完了

申請者は、工事開始から工事完了までの間に、以下の事が生じた場合は、事業変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

- (1)浄化槽工事を実施しなくなった場合
- (2)補助額に変更が生じる場合
- (3)その他市が必要と認める場合

※不明な点は、鳥羽市環境課（TEL：0599-25-1147）へお問い合わせください。

⑥実績報告書の提出

1) 申請者は、工事完了後、次の実績報告時提出資料チェックシートに記載されている書類を準備してください。なお、漏れのないよう、必ず同チェックシートにてチェックしてください。

【実績報告時 提出資料チェックシート】

申請者住所：

フリガナ

申請者氏名：

	内容	備考	申請者 確認欄	市 確認欄
(1)	実績報告時提出資料チェックシート	【必須】本シート		
(2)	補助事業等実績報告書（様式第7号）	【必須】		
(3)	事業実績及び効果と収支決算	【必須】		
(4)	浄化槽設置費・浄化槽撤去費・配管費の内訳が分かる支払済証明書類（領収書等）	【必須】領収書等が、合計金額のみ記載されている場合、ただし書きにより、必ず内訳が分かるように記載		
(5)	浄化槽設置完了チェックリスト	【必須】		
(6)	工事写真チェックシート	【必須】詳細は次の工事写真チェックシートとP9以降を確認ください		
(7)	工事写真			
(8)	浄化槽法定検査受付書	【必須】		
(9)	保守点検契約書(写)	【必須】		
(10)	浄化槽清掃業務委託契約書(写)	【必須】		
(11)	産業廃棄物管理票(マニフェストE票)(写)	単独処理浄化槽を撤去する場合		
(12)	浄化槽使用開始報告書(写)	合併処理浄化槽を設置した場合に必要		
(13)	浄化槽使用廃止届出書(写)	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合		
(14)	浄化槽法定検査継続受検依頼書	【必須】		

2) 申請者は、実績報告書に添付する工事写真チェックシート記載の写真を準備してください。なお、漏れのないよう、必ず同チェックシートにてチェックしてください。

【工事写真チェックシート】

申請者住所：

フリガナ

申請者氏名：

(工事前)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
(1)	工事施工前写真	【必須】浄化槽設備士が、実地に監督していることを証明する写真		
(2)	浄化槽本体の外観写真	【必須】浄化槽全体及びメーカー名、機種名が写っている写真		

(工事中)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
(1)	床堀の写真	【必須】掘削箇所全体が映っている 写真		
(2)	栗石・捨てコン又は鉄筋コンクリートの敷設の 写真			
(3)	浄化槽本体に貼付されているラベル及び認定シ ールが確実に見える写真	【必須】		
(4)	水張りの写真	【必須】浄化槽設置箇所全体が映っ ている写真		
(5)	埋め戻しをしたことが分かる写真			
(6)	かさ上げを行った写真	【必須】かさ上げがない場合はない ことがわかる写真を提出すること		
(7)	上部スラブ工事の写真	【必須】上部スラブコンクリート配 筋状況と完成後の上部スラブの写 真ともに提出すること		
(8)	ブロワ設置状況が分かる写真	【必須】		
(9)	単独処理浄化槽を掘り起こしている写真	単独処理浄化槽からの転換の場合 は、(9)から(11)のうち、いずれかの写 真を提出すること。		
(10)	単独処理浄化槽を解体している写真			
(11)	単独処理浄化槽を撤去し、産業廃棄物としてト ラック等に乗せられた写真			
(12)	単独処理浄化槽を使用できなくなったことが分 かる写真	単独処理浄化槽からの転換で、単独 処理浄化槽を撤去できない場合は、 (12)または(13)のいずれかの写真を提 出すること。		
(13)	単独処理浄化槽を埋め戻している写真			
(14)	汲み取り便槽を清掃している写真	汲み取り便槽からの転換の場合は、 (14)から(16)のうち、いずれかの写真を 提出すること。		
(15)	汲み取り便槽を取り壊している写真			
(16)	汲み取り便槽撤去後の写真			
(17)	汲み取り便槽を埋め戻した写真	汲み取り便槽を撤去できない場合		
(18)	配管の位置が申請時に提出済みの図面と照合で きる写真	【必須】		

(工事完了)

	内容	備考	提出者 確認欄	市 確認欄
(1)	工事完了写真	【必須】浄化槽設備士が、実地に監 督していることを証明する写真		

【注意事項】

工事写真については、撮影を事前に行う必要がある場合もありますので、必ず上記の「工事写真チェックシート」で、工事箇所を予め確認してください。工事写真の不足等で工事状況が確認できない場合は、補助金が交付できないこともありますので、ご注意ください。

なお、必要な写真については、P9以降の工事写真例を参考に撮影してください。

⑦補助金確定通知書の交付

市は、実績報告書が提出され、書類確認等を行った結果、問題がなければ、補助金交付確定通知書（様式第8号）を交付します。

⑧補助金交付確定通知の受領

申請者は、交付確定通知を受け取ったら、補助金の⑨の補助金の請求手続きを行ってください。

⑨補助金の請求

申請者は、下記の書類を市へ提出してください。

- (1)補助金等交付請求書（様式第9号）
- (2)補助金交付確定通知書（様式第8号）の写し
- (3)振込先（申請者本人の口座に限る）

【注意点】

実績報告書の提出と同時に、請求書が提出されるケースがあります。請求書は、交付確定通知書が到達した後、その写しと振込先を添付した上で提出してください。

⑩補助金の入金確認

申請者は、請求日より30日以内（概ね中旬または月末）に補助金が振り込まれる予定ですので、通帳等への記帳にて確認を行ってください。

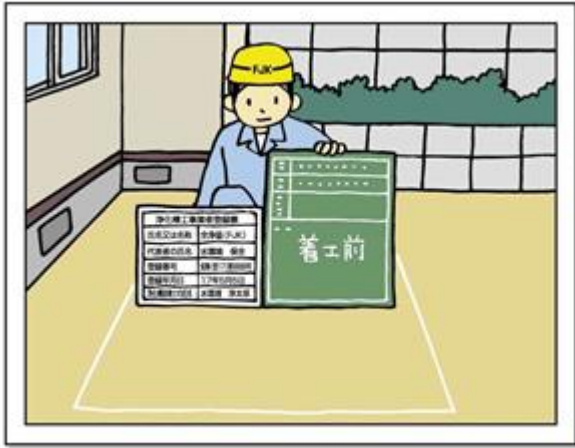
以上で補助金の手続きは完了です。

6. 実績報告時の工事写真例

実績報告時に必要書類となる工事写真の一例を以下に示しますので、撮影の参考にしてください。なお、工法等により下記の写真に該当しない場合もあります。なお、下記写真例はすべての写真を例示したものではありませんので、参考としてご覧ください。

①工事前

【写真1】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真



- 1) 浄化槽設備士は正面を向く。
- 2) 標識看板を掲げる。(撮影日を黒板に入れてください)
- 3) 背景に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)とともに写す。

※ 工事の安全管理上、工事関係者は必ずヘルメットを着用してください。

標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同第9号(図-1)による。(標識板の記載事項が判読できることが望ましい。)

【写真2】浄化槽本体の外観写真



補助金申請どおりの人槽・処理方式等がわかるよう、埋設前に浄化槽本体全体が映っていること

②工事中

【写真3】床掘の写真



【写真4】 栗石・捨てコン又は鉄筋コンクリートの敷設の写真

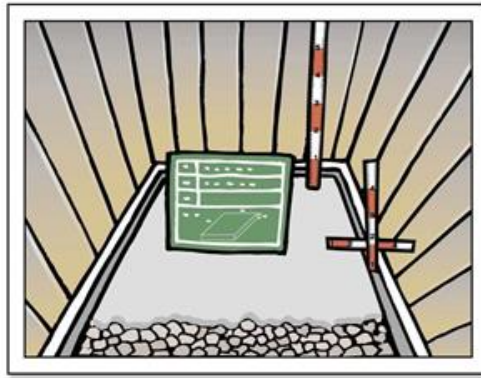
(栗石の写真)



(コンクリートの配筋状況)



(捨てコンクリートの写真)



(基礎底板コンクリートの状況)



【写真5】 浄化槽設置及び水張りに関する写真



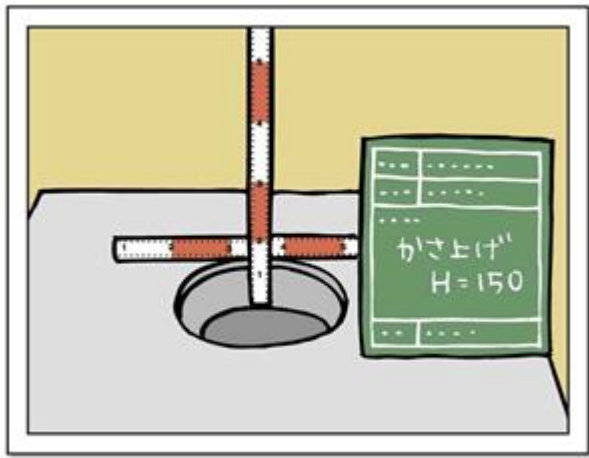
浄化槽に貼付されているラベル及び認定シールが確実に見える写真を撮影すること。

【写真6】埋め戻しをしたことが分かる写真



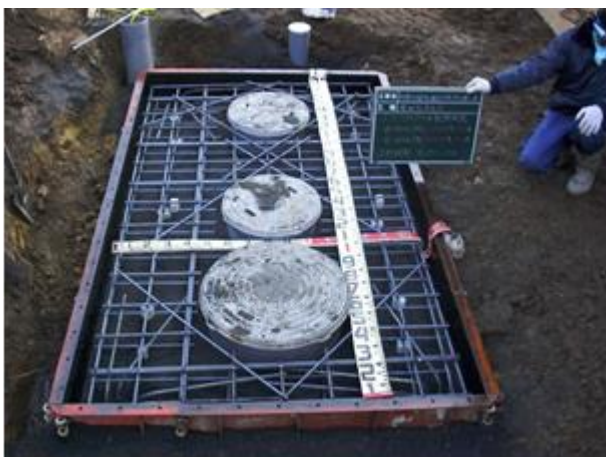
水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しを行っていること。

【写真7】かさ上げを行っている写真



バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてることとし、維持管理を行いやすいよう、かさ上げの高さは、概ね 30 cm以内とすること。

【写真8】上部スラブ工事の写真
(上部スラブコンクリート配筋状況)



(上部スラブコンクリートの状況)



【写真9】ブロワ設置状況が分かる写真



ブロワ、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロワの接続状況が分かるように撮影すること。

③工事完了

【写真10】工事完了写真



- ・浄化槽の工事終了後やの残土処理、片付けが終了したことが確認できる写真を撮影すること。
- ・浄化槽周囲の状況が分かるように撮影すること。

《写真提供：全国浄化槽推進市町村協議会》